

さらなる質の向上のために

福祉サービス第三者評価を受審してみませんか？

福祉サービス第三者評価事業とは、事業所の実施するサービスの質を、当事者（事業者及び利用者）以外の公正・中立な第三者評価機関が、専門的かつ客観的な立場から評価する事業のことです。

第三者評価は、最低基準等を満たした上で、よりよいサービス提供を行っている事業者が、自らの提供するサービスのさらなる質の向上や利用者への情報提供のために、受審料を払って受けるものです。

事業者にとって

評価を受審する事業者としては、客観的に支援・援助システムを分析できること、そして自分たちに何が足りないのか、また逆に何が自分たちの特徴なのかを気づくことが出来ます。また、事業者として、より高いレベルに進むには何をすれば良いのかを発見する機会にも繋がります。

利用者にとって

福祉サービス第三者評価事業には、利用者本位という考え方が根底にあります。その考え方に基づき、サービスが実践されているか、また、達成されているかを第三者が評価し、その情報を利用者等に提供することがもっとも重要なポイントになります。つまり、利用者やこれから利用する方々への中立・公正かつ適切な情報源となります。

受審による効果

福祉サービス第三者評価を受審することによって、次のような効果が期待できます。

● サービスの改善点が明らかに

現在、日常的に提供しているサービスが、本当に利用者本位のサービスとして提供されているか確認でき、改善すべきサービスの内容が明らかになります。

● 目標設定につながる

改善点が明らかになると、サービスの向上に向けた具体的な取組が明らかになり、その達成に向けた目標を設定することができます。

● サービス内容の改善

目標が設定されれば、その目標達成のために、具体的なサービス内容が改善され、結果としてサービスの質が向上します。

● 職員の気づき

評価を受ける課程や自己評価の課程で、改めて利用者本位のサービスに気づき、課題の共有とともに、改善意欲の向上に結びつきます。

● 利用者や地域からの信頼

評価を受けることで、利用者や地域からの信頼の獲得と向上に繋がり、事業者独自の姿勢や取組をアピールできることにもなります。



評価基準の基本的な考え方

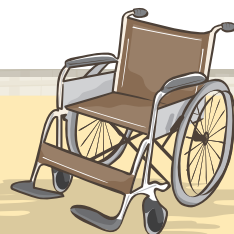
● 行政監査と福祉サービス第三者評価

行政監査は、法令が求める最低基準を満たしているか否かについて定期的に所轄の行政庁が確認するものであり、社会福祉事業を行うためには最低限満たしていなければならない水準を示しているものです。

一方で、第三者評価は、現状の福祉サービスをよりよいものへと誘導する、すなわち、福祉サービスの質の向上を意図しているという点で行政監査とは根本的にその性格を異にしています。

● ランク付けや欠点探しではない。

福祉サービス第三者評価は、ランク付けや欠点探しが目的ではありません。



【お問い合わせ先】 **福祉サービス評価センターおおいた**
大分県大分市大津町2-1-41 大分県総合社会福祉会館内
電話 097-558-1560 FAX 097-558-1990